

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の拡充について

1 背景及び目的

地震発生時における緊急輸送道路沿道の建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、文京区耐震改修促進計画に基づき、平成23年度より特定緊急輸送道路沿道建築物（以下、「対象建築物」という。）の耐震改修等に係る費用を助成し、耐震化の促進に努めているところである。

対象建築物の耐震化の促進に引き続き重点的に取り組む必要があることから、住居系用途の対象建築物に対する助成額を拡充し、特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

2 拡充の概要

対象建築物の内、住居系用途の建築物の耐震設計及び耐震改修の助成内容について、下記のとおり拡充する。

(1) 耐震設計（住居系用途）

現行の助成率	改正後の助成率
対象事業費 120万円以下・・・5/6 120万円超・・・1/3以上5/6未満 (注)分譲マンションは対象事業費300万円	対象事業費 600万円以下・・・5/6 600万円超・・・200万円+1/2

(2) 耐震改修（住居系用途）

現行の助成率	改正後の助成率
対象事業費 900万円以下・・・5/6 900万円超・・・1/3以上5/6未満 (注)分譲マンションは対象事業費1,500万円	対象事業費（上限1億5,000万円）・・・5/6 ※ 延べ面積5,000㎡超の部分は助成率1/6を乗じた額を加算

(参考) 耐震改修助成額及び助成率の例（分譲マンション）

延べ面積	対象事業費	現行の助成額・助成率	改正後の助成額・助成率
400㎡	2,000万円	1,500万円・3/4（75%）	1,666万円・5/6（83%）
800㎡	4,000万円	2,333万円・3/5（58%）	3,333万円・5/6（83%）
3,000㎡	1億5,000万円	6,000万円・2/5（40%）	1億2,500万円・5/6（83%）

3 今後のスケジュール

令和2年3月25日 区報及びHP掲載等
4月1日 拡充による助成開始